

熱海市農業委員会

令和5年9月総会 議事録

1. 日 時	令和5年9月25日（月） 午後1時30分
2. 場 所	熱海市役所第1庁舎 4階第2会議室
3. 出 席 者	出席委員 高橋 恒夫 安井 靖雄 山田 秀明 相磯 恵利子 松浦 忠 西島 壽雄 出席推進委員 尾崎 隆英 田中 公一 長津 一男 小松 久峰 欠席委員 榎本 忠幸 沢田 修一 佐藤 瑞生 出席職員（事務局） 遠藤 浩 松村 光庸
4. 審 議 案 件	1. 非農地証明申請について 2. 農地転用事実確認願について 3. その他
5. 議 事	開始 午後1時30分 終了 午後2時30分
山田 秀明議長	それでは、時間になりましたので始めさせていただきます。農業新聞に三島市が耕作放棄地を衛星画像で判定するということが載っていましたが、今後は熱海市も導入していくんですか。
事務局	熱海市はほとんどが柑橘類の農地で周辺が山林となっているため、衛星画像で見ると全体が森のように見えてしまい、判定するのが難しいのが現状です。今現在も農業委員会サポートシステムや農地調査用のタブレットでも衛星画像で見れますが、農地の状態を判別することはできません。
山田 秀明議長	AI技術が農業でも出てきましたが、熱海市ではまだ難しいようです。それでは議事に入りたいと思います。議案第1号の下多賀の非農地証明申請について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第1号、非農地証明申請についてです。 土地の所在が、小嵐町 地目が登記畑、課税雑種地、面積が6.61㎡、小嵐町 、地目が登記畑、課税雑種地、面積が19㎡です。耕作以外に供した年月日が平成23年5月10日、耕作以外に供した理由が、平成23年に住宅を購入した時には現在の状態だったということです。農地法所定の手続きをしなかった理由が、農地法に詳しくなかったためということです。その他が農地の区分が第3種、農振の区分が地域外、宅造規制が有り、風致地区が無指定、用途

区分が第2種中高層住居専用地域です。この申請地がちょっと複雑で、住居購入時に敷地内に第3者の名義の申請地が農地として残っており10年たって時効取得し、階段や石垣部分のため非農地証明申請をしたという経緯です。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長

別荘地なんですか。

事務局

別荘だと思います。

山田 秀明議長

時効取得は、相手がわからないとかですよ。

事務局

今回については、もう亡くなっていたそうです。

山田 秀明議長

買ったとかではないですよ。

事務局

そうです。

山田 秀明議長

最初購入するときに、誰のかわからなくて名義を変えられなくて、法律的に時効取得で取得したということですね。

事務局

そうです。

山田 秀明議長

ご意見はございませんか。

長津一男推進委員

時効取得は何年なんですか。

事務局

10年と20年があります。今回は10年になります。

山田 秀明議長

皆さんいかがでしょうか。

全 員

(異議なしの声あり)

山田 秀明議長

議案第2号下多賀の転用事実確認について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号農地転用事実確認願についてです。

土地の所在が下多賀 地目が登記畑、現況宅地、面積が121㎡です。許可年月日が昭和52年1月26日、使用目的が自己住宅、建築面積が47.87㎡、転用完了年月日が昭和52年7月26日です。その他が、農地の区分が第2種、農振の区分が地域内白地、宅造規制有り、風致地区が第2種、用途区分が非線引き地区です。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長

これは転用の許可を受けて、住宅を建てた後地目の変更をしなかったということで、転用事実確認を受けて、地目を変えるということですね。

事務局	そうです。
山田 秀明議長	問題ないので承認ということでよろしいでしょうか。
全 員	(異議なしの声あり)
山田 秀明議長	以上で審議は終わりました。

【その他】

1. 活動費内訳、報酬等について
内容説明し委員了承
2. 研修について
日程や締め切り等説明し委員了承

議 長 山 田 秀 明

7 番 委 員 西 島 壽 雄

2 番 委 員 島 橋 恒 夫